

01026

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

鳥取県条例第一号

昭和三十五年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 郎

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例  
の特例に関する条例

## （目的）

第一条 この条例は、昭和三十四年七月及び八月の水害  
又は同年八月及び九月の風水害の当時災害救助法（昭  
和二十二年法律第百十八号）が適用された地域に居住  
し、当該風水害により被害を受けた者（以下「被災者」  
という。）にかかる世帯更生資金貸付事業の補助に  
関する条例（以下「補助条例」という。）に基づく世  
帯更生資金貸付事業に対する補助金の交付に關し補助  
条例第四条第一号の規定により知事がつける条件につ  
いて特例を定めることを目的とする。

## （補助条件の特例）

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の特例に關  
する条例をここに公布する。

## 鳥取県規則第三号

## 規則

鳥取県生繭取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石破二朗

## (鳥取県繭鑑定規則の一部改正)

(鳥取県生繭取扱規則等の一部を改正する規則

## (鳥取県生繭取扱規則の一部改正)

第一条 鳥取県生繭取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規則第四十条」を「規則第五十九条」に改める。

第四条中「官吏又は」を削る。

様式第一号の表中「貫」を「キログラム」に改める。

(鳥取県繭取引調査規則の一部改正)

第二条 鳥取県繭取引調査規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

度資金並びに生活資金のうち生活費及び家屋補修費の貸付金額の限度、償還期間、すえ置期間等については、補助条例別表の二(貸付金の種類、貸付金額の限度、

償還期間及びすえ置期間)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の種類	貸付金額度	償還期間	期	備考
生業資金	五〇、〇〇〇円	四年以内	二年以内	
支度資金	一五、〇〇〇円	二年以内	二年以内	
生活費	月額 一五、〇〇〇円	四年以内	二年以内	
家屋補修費	三〇、〇〇〇円	三年以内	二年以内	

自立更生の実効を挙げるため、真に必要と認められる場合は、月八、〇〇〇円以内とする。世帯人口内は月一二、〇〇〇円以内とする。

第四条 鳥取県蚕種取引調査規則（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十六号）一部を次のように改正する。

第二条第二項中「普通蚕種印」を「学術研究用蚕種印」に改め、同条第三項中「中小企業等協同組合法第七十条第一項若しくは第七十七条第一項」を「中小企業等協同組合法第九条の二第一項若しくは第九条の九第一項」に改める。

（蚕糸事務に関する権限委任規則の一部改正）  
第五条 蚕糸事務に関する権限委任規則（昭和二十八年八月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一

号ずつ繰り上げる。  
附 則  
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県府蘭鑑定規程（昭和十八年六月鳥取県告示第三百五号）は、廃止する。

## 告 示

## 鳥取県告示第五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
----	----	-------	-------

能勢順吉	米子市紺屋町九二	鳥医七四九	昭和三、五、二、九
------	----------	-------	-----------

井上淳一	四	東福原九一	七五〇
------	---	-------	-----

越智勤	目九	加茂町一丁	七五一
-----	----	-------	-----

田中和子	一〇二	灘町三丁	七五二
------	-----	------	-----

二、二

二、二

## 鳥取県告示第五十四号

次のように馬の伝染性貧血検査及び牛の肝てつ検査、

駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬、牛及び豚の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石破二朗

後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

伝染性貧血検査……チヨツケ試験管法による赤血球数

検査及び担鉄細胞検出法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

一 馬の伝染性貧血及び牛の肝てつ検査駆除

肝てつ検査……牛。ただし、生後三月以内、分べん前

実施期日

実施区域

実施場所

二月 八日 日野郡溝口町宮原、溝口、父原

九日 " " 根雨原、泉、莊

十日 " " 宇代、古市、中祖

十一日 " " 大江、上野、長山

溝口、宮原、父原家畜検診所

根雨原、泉、莊

宇代、古市、中祖

大江、上野、長山

十六日	福生、福米
十七日	福米、加茂
十八日	住吉、加茂
十九日	彦名
二十日	富益
二十一日	大篠津、夜見
二十二日	和田、夜見
二十三日	和田
二十四日	西伯郡日吉津村

鳥取県告示第五十七号

鳥取縣知事  
石破二朗

西伯郡会見町天万土地改良区から申請のあつた換地計  
画は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第  
五十二条第一項の規定により、昭和三十五年一月二十九  
日認可した。

昭和三十五年二月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五十七号

昭和三十五年一月臨時県議会で一月二十六日議決され  
た昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算は、次の  
とおりである。

鳥取県告示第五十五号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百三十三号によるみ  
つばちについての移入禁止区域（愛媛県）の指定は、昭  
和三十五年二月五日限り解除する。

鳥取県知事 石破二朗

12 款項債

前田 光義	山根 金五郎	植田 盛一	久末
古郡家	古郡家	古郡家	古郡家
監事 岸本 重雄	村上 清次	東大路 美和	久末
小林 留吉	小林 留吉	久末	久末
退任した役員の氏名及び住所	昭和三十四年五月二十日申請人において選任の結果五 月二十一日就任、任期第一回総会まで。	理 事 広岡 辰三 鳥取市橋本	理 事 広岡 辰三 鳥取市橋本

前田	正明	八坂
山田	善鹿	元藏
山田宗太郎	前田光義	廣岡
古郡家	吉郡家	美和
久末	植田新吉	
東大路	植田盛一	
鳥取市橋木	村上清次	
八坂	岸本重雄	
美和	小林留吉	
久末	理 事	
廣岡	監 事	
元藏	就任した役員の氏名及び住所	
前田		
山田		
山田宗太郎		
古郡家		
美和		
八坂		

歲	入	合	歲	計	縣	債
款	項	科	目	出		
9	1	財產費	財產管理費	今回追加(更正)	予算額	50,000
2	2	縣府舍建設費			千円	
歲	出	合	計	△	51,4000	
					50,000	

昭和三十四年十一月七日総会において総選挙の結果当選し十一月十七日就任、任期三年。

